

業務区分の例（鉄筋施工）

別表 6-10

試験区分 建設分野特定技能1号評価試験（鉄筋施工）又は技能検定3級（鉄筋施工）
 業務区分 鉄筋施工

業務の定義	指導者の指示・監督を受けながら、鉄筋加工・組立ての作業に従事
主な業務内容	①図面の読解（構造図、躯体図、鉄筋配筋図など） ②鉄筋の加工（機械加工・切断・曲げ） ③鉄筋の組立て（手加工作業を含む） ④鉄筋組立後の確認（自主検査等）
想定される関連業務	①各種配筋図等作成、読解 ②鉄筋の加工場および施工現場内での運搬 ③足場・構台・鉄筋架台等の架設及び復旧 ④作業工程管理業務（工程管理、器具の保守・管理、材料・資材管理、機械のメンテナンス） ⑤各種揚重運搬機械の運転 ⑥玉掛作業 ⑦コンクリート打設時の相番（立会い）補助 ⑧溶接（ガス溶接、アーク溶接、圧接） ⑨機械式継手 ⑩その他、鉄筋施工業務の実施に必要な安全衛生活業（点検、整理整頓、清掃等）
使用する主な素材・材料	①鉄筋材料 各種丸鋼、各種異形棒鋼、閉鎖型フープ、スターラップ、定着板、機械式継手 ②副資材 結束線、スペーサ

使用する主な機械、設備、工具等	①鉄筋切断機 ②鉄筋曲げ加工機 ③結束工具（ハッカー、スケール、マーキングチョークなど） ④加工工具（ライバー、ハンドルなど）
備考	本業務区分で特定技能外国人を受け入れる場合、当該外国人には必ず鉄筋の組立て（主な業務内容③）に従事させなければならないが、鉄筋の加工（主な業務内容②）のみに従事させることは認められない。

主な業務に従事せず、専ら関連業務に従事させることはできません。なお関連業務以外であっても、日本人が通常行う作業準備、運搬、片付け等の建設工事に該当しない業務を付随的に行うことは特に問題ありません